

別表十五の二 「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、措置法第68条の66《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず各連結法人ごとに「5」から「19」までの各欄を記載し、次に「1」から「4」までの各欄を記載します（個別帰属額の計算を行う場合には、「20」を最後に記載します。）

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「定額控除限度額2」	連結親法人の期末における資本の金額又は出資金額（以下「資本金額等」といいます。）の区分に応じ、それぞれ次の定額控除限度額を記載します。 （資本金額等）（定額控除限度額） (1) 5,000万円以下.....400万円 × $\frac{\quad}{12}$ 相当額 (2) 5,000万円超 1億円以下 イ 当期が平成15年3月31日以前に開始した連結事業年度である場合.....0円 ロ 当期が平成15年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合.....400万円 × $\frac{\quad}{12}$ 相当額 (3) 1億円超.....0円 なお、「$\frac{\quad}{12}$」の分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	資本金額等を有しない連結親法人については、措置法令第39条の93《資本又は出資の金額に準ずるものの範囲等》の規定により計算した金額を資本金額等とします。
「損金算入限度額3」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が平成15年3月31日以前に開始した連結事業年度である場合 （(1)と(2)のうち少ない金額）× $\frac{80 \text{ 又は } 90}{100}$ (2) 当期が平成15年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 （(1)と(2)のうち少ない金額）× $\frac{90 \text{ 又は } 90}{100}$	
「法人名 ～ 」	交際費等を支出した連結法人の法人名を記載します。	
「5」から「16」までの各欄	連結法人別に、交際費等に該当するものを含む科目について、その科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「個別帰属損金不算入額20」	各連結法人の交際費等の損金不算入額に係る個別帰属額を計算する場合に記載します。	

4 根拠条文 措置法68の66、措置法令39の93、39の94、平成15年改正前の措置法68の66